

●特掲診療料の施設基準

- ・外来栄養食事指導料の注 2、注 3 に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料（植込型除細動器移行期加算）
- ・心臓ペースメーカー指導管理料（注 5 に規定する遠隔モニタリング加算）
- ・高度難聴指導管理料
- ・慢性維持透析患者外来医学管理料の腎代替療法実績加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ・がん患者指導管理料ロ・ハ・ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・生殖補助医療管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・救急外来医学管理料 1 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 1
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・連携充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- ・がん治療連携計画策定料
- ・がん治療連携管理料 1
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1・2・(歯科)
- ・歯科治療時医療管理料
- ・救急患者連携搬送料 1
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 遠隔モニタリング加算

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- ・造血器腫瘍遺伝子検査
- ・遺伝学的検査
- ・染色体検査の注 2 に規定する基準
- ・骨髓微小残存病変量測定
- ・BRCA 1 / 2 遺伝子検査
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・（Ⅳ）
- ・国際標準検査管理加算
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・植込型心電図検査
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・単繊維筋電図
- ・脳波検査判断料 1
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図
- ・ロービジョン検査判断料
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈的肝生検
- ・経気管支凍結生検法
- ・壁側胸膜凍結生検法
- ・センチネルリンパ節生検（片側）
- ・前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・精密触覚機能検査

- ・画像診断管理加算 1・3
- ・ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合を除く。）
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・冠動脈 CT 撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- ・外傷全身 CT 加算
- ・大腸 CT 撮影加算
- ・心臓 MRI 撮影加算
- ・乳房 MRI 撮影加算
- ・頭部 MRI 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・経頭蓋磁気刺激療法
- ・通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- ・通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算
- ・通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準
- ・精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- ・医療保護入院等診療料
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・多血小板血漿処置
- ・硬膜外自家血注入
- ・エタノールの局所注入（甲状腺）
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- ・腎代替療法診療体制充実加算

- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対する LDL アフェレシス療法
- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・一酸化窒素吸入療法（新生児の低酸素呼吸不全に対して実施するものに限る。）
- ・口腔粘膜処置
- ・CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー
- ・皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）
- ・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）
- ・四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に規定する処理骨再建加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・脛骨遠位骨切り術
- ・骨移植術（軟骨移植術含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁）
- ・角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・網膜再建術
- ・経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- ・上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。）
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下による

ものを含む。) ) 及び乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴うもの) )

- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後) (内視鏡下によるものを含む。)
- ・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺切除術 (区域切除及び肺葉切除又は 1 肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・肺悪性腫瘍手術 (壁側・臓側胸膜全切除 (横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (区域切除及び肺葉切除又は 1 肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (気管支形成を伴う肺切除)
- ・肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、脛腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)
- ・心腫瘍摘出術 (単独のもの (胸腔鏡下によるもの)に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、心腔内粘液腫摘出術 (単独のもの (胸腔鏡下によるもの)に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術
- ・胸腔鏡下弁形成術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下弁置換術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・弁置換術 (大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。)
- ・経カテーテル弁置換術 (経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術)
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・経皮的三尖弁クリップ術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術 (胸腔鏡下によるもの)、(経カテーテル的手術によるもの)
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカー)
- ・植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ・両心室ペースメーカー移植術 (経静脈電極の場合) 及び両心室ペースメーカー交換術 (経静脈電極の場合)

- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極拔去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・補助人工心臓
- ・腎神経焼灼術
- ・経皮的大動脈遮断術
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ダメージコントロール手術
- ・骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・腹膜鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併設するもの）
- ・腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- ・胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- ・体外衝撃波胆石破碎術
- ・腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）、（亜区域切除、1 区域切除（外側区域切除を除く。）、2 区域切除及び3 区域切除以上のもの）
- ・腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・体外衝撃波膵石破碎術（一連につき）
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫

- 瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水压拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・精巣温存手術
- ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 1 又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。）に掲げる手術
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 19 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 19 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- ・外科医療確保特別加算
- ・輸血管理料 I、輸血適正使用加算、貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・コーディネート体制充実加算
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算

- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ レーザー機器加算
- ・ 内視鏡手術用支援機器加算
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1・2
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）
- ・ 周術期薬剤管理加算
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 1回線量増加加算（全乳房照射・前立腺照射）
- ・ 強度変調放射線治療（IMRT）
- ・ 画像誘導放射線治療加算
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（体外照射呼吸性移動対策加算・定位放射線治療・その他のもの）
- ・ 画像誘導密封小線源治療加算
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 病理診断管理加算 2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算 2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 医療情報取得加算
- ・ 看護職員処遇改善評価料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 注5
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 注5
- ・ 入院ベースアップ評価料